

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1962号
令和3年12月10日

メルセデス・ベンツ日本株式会社
代表取締役 上野 金太郎 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「GLA180」と称する普通自動車（以下「本件商品①」という。）及び「GLA200d 4MATIC」と称する普通自動車（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品①を一般消費者に販売するに当たり、別表1「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係る「AMGライン」と称するパッケージオプション（以下「AMGライン」という。）に含まれるサスペンションは、「スポーツサスペンション」と称するサスペンション（以下「スポーツサスペンション」という。）であるかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、本件商品①に係るAMGラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションではなく、「スポーツコンフォートサスペンション」と称するサスペンション（以下「スポーツコンフォートサスペンション」という。）であったこと。

イ 貴社は、本件商品②を一般消費者に販売するに当たり

(ア) a 別表2「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②について「ダイレクトステアリング」と称する機能（以下「ダイレクト

- ステアリング」という。)が標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品②についてダイレクトステアリングは標準装備ではなかったこと。
- (イ) a 別表3「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品②についてサングラスケースが標準装備ではない車両があったこと。
- (ウ) a 別表4「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②について「自動再発進機能」と称する機能(以下「自動再発進機能」という。)が標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品②について、自動再発進機能は、「ナビゲーションパッケージ」と称するパッケージオプション(以下「ナビゲーションパッケージ」という。)を別途装備しなければ、機能しないものであったこと。
- (エ) a 別表5「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②について「アクティブステアリングアシスト(アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト)」と称する機能(以下「アクティブステアリングアシスト」という。)が標準装備であるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品②について、アクティブステアリングアシストは、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであったこと。
- (オ) a 別表6「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②に係るAMGラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションであるかのように表示していたこと。
- b 実際には、本件商品②に係るAMGラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションではなく、スポーツコンフォートサスペンションであったこと。
- ウ 前記ア(ア)、前記イ(ア) a、前記イ(イ) a、前記イ(ウ) a、前記イ(エ) a及び前記イ(オ) aの表示は、それぞれ、前記ア(イ)、前記イ(ア) b、前記イ(イ) b、前記イ(ウ) b、前記イ(エ) b及び前記イ(オ) bのとおりであって、本件商品①に係るAMGラインの内容又は本件商品②若しくは本件商品②に係るAMGラインの内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品

表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件 2 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及び前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件 2 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及び前記(1)イの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) メルセデス・ベンツ日本株式会社（以下「メルセデス・ベンツ日本」という。）は、東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 4 号に本店を置き、自動車及びそれらの構成部品、交換部品の輸出入販売並びにアフターサービス等を営む事業者である。
- (2) メルセデス・ベンツ日本は、本件 2 商品を自ら又はディーラーを通じて、一般消費者に販売している。
- (3) メルセデス・ベンツ日本は、本件 2 商品に係る別表 1 ないし別表 8「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア(ア) メルセデス・ベンツ日本は、本件商品①を一般消費者に販売するに当たり、別表 1「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①に係る AMG ラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションであるかのように表示していた。
 - (イ) 実際には、本件商品①に係る AMG ラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションではなく、スポーツコンフォートサスペンションであった。
- イ メルセデス・ベンツ日本は、本件商品②を一般消費者に販売するに当たり
 - (ア) a 別表 2「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてダイレクトステアリングが標準装備であるかのように表示していた。
 - b 実際には、本件商品②についてダイレクトステアリングは標準装備ではなかった。
 - (イ) a 別表 3「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてサングラスケースが標準装備であるかのように表示していた。
 - b 実際には、本件商品②についてサングラスケースが標準装備ではない車両が

あった。

(ウ) a 別表4「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②について自動再発進機能が標準装備であるかのように表示していた。

b 実際には、本件商品②について、自動再発進機能は、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであった。

なお、メルセデス・ベンツ日本は、前記aの表示について、別表7「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記aの表示から受ける本件商品②の装備に関する認識を打ち消すものではない。

(エ) a 別表5「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②についてアクティブステアリングアシストが標準装備であるかのように表示していた。

b 実際には、本件商品②について、アクティブステアリングアシストは、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであった。

なお、メルセデス・ベンツ日本は、前記aの表示について、別表8「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記aの表示から受ける本件商品②の装備に関する認識を打ち消すものではない。

(オ) a 別表6「表示期間」欄記載の期間、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②に係るAMGラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションであるかのように表示していた。

b 実際には、本件商品②に係るAMGラインに含まれるサスペンションは、スポーツサスペンションではなく、スポーツコンフォートサスペンションであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、メルセデス・ベンツ日本は、自己の供給する本件2商品の各商品の取引に関し、それぞれ、本件商品①に係るAMGラインの内容又は本件商品②若しくは本件商品②に係るAMGラインの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

| 表示期間 | 表示媒体 | 表示内容 |
|-----------------------|---|--|
| 令和3年4月5日から同年8月31日までの間 | 「The GLA Data Information」と称する冊子（以下「データインフォメーション①」という。）及び自社ウェブサイトに掲載したデータインフォメーション①（以下「ウェブデータインフォメーション①」という。） | 「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA 180」、「シャーシ」、「スポーツサスペンション」及び「○」並びに「Options（推奨オプション）モデル別推奨オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA 180」、「AMGライン」、「スポーツサスペンション」及び「○283,000<257,273>」（別添写し1） |

別表2

| 表示期間 | 表示媒体 | 表示内容 |
|-------------------------|---|--|
| 令和2年6月25日から同年10月19日までの間 | 「The new GLA Data Information」と称する冊子（以下「データインフォメーション②」という。） | 「Equipment 標準装備」、「<機能装備>」及び「●ダイレクトステアリング」（別添写し2） |
| 令和2年6月25日から同年10月22日までの間 | 自社ウェブサイトに掲載したデータインフォメーション②（以下「ウェブデータインフォメーション②」という。） | 同上 |

別表 3

| 表示期間 | 表示媒体 | 表示内容 |
|------------------------------|------------------|---|
| 遅くとも令和2年10月11日から同年10月19日までの間 | データインフォメーション② | 「E q u i p m e n t 標準装備」、「<機能装備>」及び「●サングラスケース」 (別添写し2) |
| 遅くとも令和2年10月11日から同年10月22日までの間 | ウェブデータインフォメーション② | 同上 |

別表 4

| 表示期間 | 表示媒体 | 表示内容 |
|-------------------------|---------------------------------|---|
| 令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間 | データインフォメーション②及びウェブデータインフォメーション② | 「E q u i p m e n t 標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブディスタンスアシスト・ディストロニック（自動再発進機能付*5）」 (別添写し2) |

別表 5

| 表示期間 | 表示媒体 | 表示内容 |
|-------------------------|------------------|--|
| 令和2年6月25日から同年10月19日までの間 | データインフォメーション② | 「E q u i p m e n t 標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト）*6」 (別添写し2) |
| 令和2年6月25日から同年10月22日までの間 | ウェブデータインフォメーション② | 同上 |

別表 6

| 表示期間 | 表示媒体 | 表示内容 |
|-----------------------|---------------------------------|--|
| 令和3年4月5日から同年8月31日までの間 | データインフォメーション①及びウェブデータインフォメーション① | 「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA200d 4MATIC」、「シャーシ」、「スポーツサスペンション」及び「○」並びに「Options (推奨オプション) モデル別推奨オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA200d 4MATIC」、「AMGライン」、「スポーツサスペンション」及び「○283, 000<257, 273>」 (別添写し1) |

別表 7

| 表示期間 | 表示媒体 | 表示内容 |
|-------------------------|---------------------------------|---|
| 令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間 | データインフォメーション②及びウェブデータインフォメーション② | 「*5:ナビゲーションパッケージ(パッケージオプション)を同時装着した場合は、アクティブディスタンスアシスト・ディストロニックに『自動再発進機能』が追加装備されます。」 (別添写し2) |

別表 8

| 表示期間 | 表示媒体 | 表示内容 |
|-------------------------|------------------|--|
| 令和2年6月25日から同年10月19日までの間 | データインフォメーション② | 「*6:ナビゲーションパッケージ(パッケージオプション)を同時装着した場合は、『アクティブステアリングアシスト(アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト)』が追加装備されます。」 (別添写し2) |
| 令和2年6月25日から同年10月22日までの間 | ウェブデータインフォメーション② | 同上 |